

2019年7月6日

会 長 高尾 義則 殿
専務理事 日野岳 充 殿

理事 吉沼 勝美・木村 時政
種村 一郎・安孫子 達
田中 透・綱島 俊昭
前川 公男

「第45回理事会報告」について（訂正申し入れ等）

2019年7月2日にJARL Web上で公開された「第45回理事会報告」は、2019年6月23日午前開催された第45回理事会の議事を正確に記録していないので、正確な記載に訂正するよう求める。

1 ハムフェア 2020 について

<協議事項> 『ハムフェア 2019』の対応及び『ハムフェア 2020』について」において、「来年開催予定のハムフェア 2020 については、・・・会場確保が厳しいとの報告がなされ、引き続き開催に向けた検討を行い、次回の理事会に諮ることとした。」と記載されているが、当日の経緯と異なる。よって、

来年開催予定のハムフェア 2020 については、・・・会場確保ができず中止するとの報告が専務理事よりなされたが、説明が足りない、審議事項とすべき等の意見があり、次回の理事会に諮ることとした。

と訂正することを求める。

日野岳専務理事からは、報告事項のひとつとして、ハムフェア 2019 に関する報告に付け足すように、「ハムフェア 2020 はオリンピックの影響で会場を確保できないので中止する。記念局等で対応したい。」との一方的な報告があった（口頭報告のみであり、事前に配布された理事会資料には、ハムフェア 2020 に関する記載は一切無い。）。

これに対し他の理事から、それこそ報告で済まされるものではなく、審議事項とすべきである、他の団体は 2 年前から対策している、都心を離れば場所は確保できるのではないか、事務局による会場確保の経緯について詳しい説明を求めるとの意見があり、高尾会長より、9 月の理事会に資料をそろえて正式に提案するとの発言があったものである。

「引き続き開催に向けた検討を行う」といった説明は、当日は一切なく、高尾会長及び日野岳専務理事が、理事会報告を作成する際に、理事・監事に無断で追加した記録の改ざんである。

なお、私たち理事は、当然ながら、ハムフェア 2020 の中止を望んでいるのではなく、高尾会長及び日野岳専務理事において、「引き続き開催に向けた検討を行う」ことにしたのであれば、その意向自体は歓迎する。他エリアのイベントとの共催とすることも含め、大至急建設的な検討を行い、その結果を、速やかに理事に示されたい（9 月の理事会を待つ必要はない。）。 私たちも可能な限り協力は惜しまないつもりである。

2 緊急提案について

第 3 号議案の後に、「理事 7 名より、『社員の皆様へ』の反対意見書に関する理事の処分について」とする議案の緊急提案があったが、上程について採決の結果（上程しない 8 名、上程する 7 名）、上程しないこととなった。」との記載がある。

これは、私たち理事 7 名より提案した、「第 8 回定時社員総会招集通知に、高尾会長、森田副会長、原副会長及び日野岳専務理事名義の『社員提案に対する反対意見について』との文書は、あくまでも個人的な弁明書であるにもかかわらず JARL の公式文書であるかのような体裁をとっており、これを社員総会招集通知に同封させた行為は、社員に JARL の公式文書であると誤解させるものであって、公私混同であり許されない」ことを理由として、嚴重注意等の処分と、社員総会においてこの文書は JARL の公式文書ではないと説明することを求めたものである。

ところで、JARLの理事会報告では、各理事の賛否が記載されないことが続いているが、会員・社員からの付託を受けた理事として、各理事の投票内容は明確に記録に残すべきである。また、この緊急提案を取り上げるか否かの採決の後に、理事及び監事から、この文書はJARLの公式文書ではありえない、会長・専務理事のみならずともかく、副会長2名まで連名となっているのはおかしい、会長・専務理事の意見であれば招集通知とは別に発送すべきであった等の意見があった。

したがって、上記の部分は「第4号議案」とし、

第4号議案 理事7名の緊急提案について

理事7名より、『社員の皆様へ』の反対意見書に関する理事の処分について」とする議案の緊急提案があったが、上程について採決の結果（反対8名（高尾会長、森田副会長、原副会長、日野岳専務理事、島田理事、尾形理事、正村理事、高橋理事）、賛成7名（種村理事、木村理事、安孫子理事、田中理事、綱島理事、吉沼理事、前川理事）、保留1名（大矢理事）、欠席1名（渡邊理事））、上程しないこととなった。なお、採決の後に、理事及び監事から、この文書はJARLの公式文書ではありえない、会長・専務理事のみならずともかく、副会長2名まで連名となっているのはおかしい、会長・専務理事の意見であれば招集通知とは別に発送すべきであった等の意見があった。

と訂正することを求める。

なお、そもそも論として、各理事は理事会に議案を上程する権利があり、理事会は、上程された議案を審議しなければならない、「上程」の可否自体を理事会が決することはできない。高尾会長及び日野岳専務理事の意向と主導で、議案を取り上げるか否かを決めるなど言語道断である。したがって、今回の理事会で、「上程」の可否自体を理事会として採決したこと自体が、誤りであった。今後の理事会においては、各理事の提案は必ず上程し、中身について審議するよう、適法な理事会運営を求める。

3 第 46 回理事会について

第 8 回定時社員総会後に招集されていた第 46 回理事会（臨時。招集者：種村理事）は、JARL の文書番号付き公式文書により招集されたものであり、議事録の作成を省略することはできない。よって、定款第 51 条 2 項を遵守し、

種村理事、木村理事、安孫子理事、田中理事、綱島理事、吉沼理事、前川理事及び大矢理事の 8 名の理事並びに永井監事が出席したものの、高尾会長、森田副会長、原副会長、日野岳専務理事、島田理事、渡邊理事、尾形理事、正村理事及び高橋理事の 9 名の理事並びに佐藤監事が欠席したために、定足数を満たさず流会になった。

旨を記載し、出席した永井監事が記名押印した議事録を大至急作成し、公表されたい。なお、次回開催される理事会は、当然ながら「第 47 回理事会」である。

4 今後の理事会報告について

第 8 回定時社員総会で明らかになったように、過去数回にわたり、理事会の議事が理事会報告に正しく反映されず、高尾会長及び日野岳専務理事により記録が改ざんされる例が相次いでいる。そもそも、理事会報告について理事・監事の事前チェックがなされないまま公表されることがおかしい。そこで、今後は、理事会議事録及び理事会報告は、公表前に全理事及び全監事の事前チェックを必須とすることを求める。

以上